

会員各位

平成 30 年 5 月 17 日

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度等の見直しに伴う
関係通知の改正について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 高井 昌彦

平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度等の
見直しに伴う関係通知の改正について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局老人保健課長より日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ（介護保険関係） 〉

お問い合わせ先
地域医療企画課 担当：岩田
横浜市中区富士見町 3-1
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp

(介 20)

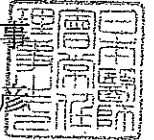
平成 30 年 4 月 11 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦



平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度等の
見直しに伴う関係通知の改正について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度等については、平成 29 年 12 月 27 日付 (介 120) にてご連絡させていただいたところですが、今般の要介護認定制度等の見直しに伴い関係通知が改正され、厚生労働省より各都道府県知事宛に通知が発出され、併せて本会宛てに周知協力依頼がまいりましたのでご連絡申し上げます。

改正内容といたしましては、特に「「介護認定審査会の運営について」の一部改正について」において、先般ご連絡させていただきました認定審査会の簡素化に関する内容が追加されているとともに、本年 2 月 20 日付 (介 137) にてご連絡させていただきました介護認定審査会の簡素化等に係る Q&A を参考として改めて周知されるものとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会および会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、要介護認定に関する通知につきましては、日本医師会ホームページ_メンバーズルーム_介護保険 (<http://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/27nintei/>) に情報掲載させていただいておりますが、当該関係通知につきましても同サイトに情報を掲載いたしますことを申し添えます。